

# 資料2-1

## 追加規制改革事項等

平成26年9月24日  
 関西圏 国家戦略特別区域会議

(略)

### 6. 都市再生・まちづくり分野

事項名	規制改革の概要	関係各省の見解	時期目途
1 エリアマネジメントの更なる推進 (H26.7.4 大阪市・阪急電鉄提案、H26.9.2 再提案)	都市再生特別措置法へのエリアマネジメント団体の活動財源の確保手法の明記、公益法人みなし規定の追加。 エリアマネジメント団体への公共施設管理の一部代行等の行政権の付与、寄付金の所得控除、活動財源を確保するための特別税化等を規定した日本版BID制度の創設。	【国土交通省】 エリアマネジメント活動に対する財政支援については、大規模地震発生時の帰宅困難者対策やシティセールスといった取組に対し講じているところ。 エリアマネジメント団体への行政権の付与については、公物管理の安定性確保等の観点からも慎重な議論が必要。 BID制度に関連した活動財源の確保については、地方自治法の分担金制度を活用するための条例が大阪市により制定されていると承知しており、分担金を徴収するための条例を別に定めることで実現可能と思われる。	現行制度で対応可
	エリアマネジメント団体への道路及び河川の占用許可などの行政権の行使を伴う事務の委託。	【国土交通省】 行政権の付与については、公物管理の安定性確保等の観点からも慎重な議論が必要である。また、道路占用については手続きの簡素化・弾力化を行っているほか、国家戦略特別区域法等で柔軟に認める仕組みを創設しており、さらに、河川占用については協議会等の活用などにより地域の合意を図った上で柔軟に認める仕組みを創設しているなど、現行においてもエリアマネジメント団体等の民間の意見を活かした運営が可能。	措置につき年内に結論

(略)